

城東台学区 公園・遊園地等愛護委員会に関する運営委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、公園・遊園地の担当指定を円滑かつ公正に行うことを目的として定めるものであり、連合町内会の果す役割を明確にするものである。

なお、公園・遊園地の管理については、岡山市の指導要綱・規約及び城東台学区公園・遊園地等愛護委員会（以下愛護委員会と称する）において総会等で定めた確認事項によるものとする。

(事業)

第2条 第1条の目的達成のため、連合町内会役員会に「愛護委員会に関する運営委員会」（以下運営委員会と称する）を置き、学区内の公園・遊園地（別紙1）の担当指定はこの運営委員会決定する。

(運営委員会役員)

第3条 連合町内会役員会で以下6名の役員を決める。

- 1 運営委員会役員には、各町内会の会長及び副会長をもってこれに充てる。
- 2 運営委員会会長には、連合町内会会長が就く。
- 3 運営委員会副会長には、連合町内会副会長が就く。

(役員任期と任務)

第4条 役員任期は2年とする。

運営委員会役員は、希望団体への担当指定案を作成する。

(愛護委員会の設立と届出)

第5条 愛護委員会を設立しようとする団体は、城東台学区内の団体とし、定められた用紙（別紙2）により設立の届出を運営委員会会長宛届出ることとする。

届出は原則として11月を受付月とする。

(公園・遊園地の担当承認と更新)

第6条 第5条による届出があった時は、運営委員会承認を決定する。

公園又は遊園地の担当は1年間とし、毎年新たに、第2条に基づき決定する。

更新を希望する愛護委員会は代表者名で11月末日までに運営委員会へ届出ることとする。また届出後内容に変更が生じた場合も、速やかに運営委員会へ届出ることとする。

(会議)

第7条 運営委員会会長は、次の会議を開催し、愛護委員会相互の意思疎通を図り、円滑かつ公正な事業の運営を目指す。

(1) 運営委員役員会

定例的に年1回12月末日までに運営委員役員会を開催し、各愛護委員会の代表者からの届出に基づき担当指定案を作成し、直後の連合町内会役員委員会で決定する。但し、決定までに各代表者の意向を反映する機会を設ける。

(2) 愛護委員会総会

運営委員会会長は、定例的に年1回2月の第3日曜日に各愛護委員会代表者と運営委員役員による総会を開催し、運営委員会で決定した次年度の担当指定区域を公表する。

疑義が生じた場合は、出席者の過半数の賛同を得て決定する。

(3) その他の会議

運営委員会会長に於いて、会議の開催を要すると判断した場合は、運営委員役員もしくは、愛護委員会代表者を招集して、臨時開催する。必要に応じ他の団体代表、有識者、行政担当者等を招き意見を聞く事が出来る。

(岡山市当該部局への届出)

第8条 新規に割当てが決まった愛護委員会の岡山市への届出は、町内会が指名する愛護委員会副会長の選任と共に運営委員会が行う。

(改定)

第9条 この規約の改定は、運営委員会に於いて協議し、連合町内会役員会に提出し改定する。

付則

1. この規約は、平成21年10月18日から施行する。

なお、公園に付帯するトイレについても、この規約を適用する。

2. この規約は、平成23年2月14日から施行する。

3. この規約は、令和2年3月14日に改正した。